

令和5年11月第1回臨時会会議録

令和5年豊郷町議会11月臨時会は、令和5年11月21日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
教 育 次 長	西 山 喜代史
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

議会議務局長

皆さん、おはようございます。

定刻になりました。これより、4年間の新たな議会が始まりますので、恐れ入りますが、皆さんご起立をいただき、一同、礼の後に始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一同、礼。ありがとうございました。

どうぞ、ご着席ください。

本日の議会は、先般の豊郷町議会議員一般選挙後、初めての議会であります。臨時議長が就任されるまでの間、事務局が進行させていただきます。

開会に先立ちまして、伊藤町長にご挨拶をお願いいたします。

伊藤町長

局長。

議会議務局長

伊藤町長。

伊藤町長

皆さん、おはようございます。本日初議会を招集しましたところ、議員の皆さん方には公私何かとご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

去る10月29日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんの期待を担って、めでたく当選され、誠にありがとうございます。本日ここに、初議会にご出席をいただいた皆さんに、謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も栄誉とすることです。今後は、町政発展のため皆さんとともに頑張りたい、このような思いでございますので、格段のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、初議会開会に当たりましての挨拶をさせていただきます。

議会議務局長

ありがとうございました。

続きまして、議員の皆様方より、順番に自席にて自己紹介をお願いいたします。長谷川議員からお願いいたします。

長谷川議員

長谷川貴康です。初めてなもので、皆さんにいろいろ勉強させてもらって、町民の皆さんの期待に沿えるように活動したいと思っております。よろしくお願いいたします。

西山議員

西山一男です。どうぞよろしくお願いいたします。

井上議員

井上喜美子です。よろしくお願いいたします。

本田議員

本田清春です。よろしくお願いいたします。

辻本議員

辻本勇です。よろしくお願いいたします。

中島議員

中島政幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

村岸議員

村岸善一です。どうぞよろしくお願いいたします。

前田議員

前田です。よろしくお願いいたします。

西澤議員 西澤博一です。またこの4年間、皆さんとともに町の発展のために頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木議員 鈴木勉市です。よろしくお願い申し上げます。

河合議員 皆さんおはようございます。河合です。よろしくお願い致します。

今村議員 おはようございます。今村恵美子でございます。またよろしくお願いいたします。

議会事務局長 ありがとうございます。続きまして、執行部出席者の自己紹介をお願いいたします。堤教育長、お願いいたします。

教育長 教育長を拝命しております堤清司と申します。よろしくお願いいたします。

議会事務局長 次に、総務課長から順次お願いいたします。

総務課長 改めまして、おはようございます。総務課長の清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画振興課長 企画振興課長の山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長 税務課長の山口です。よろしくお願い致します。

医療保険課長 医療保険課の小西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課長 保健福祉課長の森です。どうぞよろしくお願いいたします。

住民生活課長 住民生活課長の辰見と申します。よろしくお願いいたします。

教育次長 教育次長の西山喜代史と申します。どうぞよろしくお願い致します。

人権政策課長 人権政策課長の西山といいます。よろしくお願い致します。

産業振興課長 産業振興課長の岡村です。どうぞよろしくお願いいたします。

地域整備課長兼

上下水道課長 地域整備課長兼上下水道課長の山田です。よろしくお願い致します。

会計管理者 会計管理者の馬場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長 事務局長の森本です。よろしくお願いいたします。書記の方が喜多になります。併せてよろしくお願いいたします。

本日の臨時会は、豊郷町議会議員一般選挙後初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員の中で村岸善一議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

村岸善一議員、議長席にお願いいたします。

村岸臨時議長 ただ今ご紹介されました村岸善一でございます。地方自治法第107条の規定により年長議員の私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

これより、令和5年11月第1回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

(午前9時00分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。

よって、第1回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、ただいまご着席の議席を仮議席といたします。

日程第2、選挙第1号豊郷町議会議長の選挙を行います。

議長選挙は投票で行います。これでご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸臨時議長 異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

村岸臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に辻本勇君及び中島政幸君を指名いたします。

投票用紙の配付を行います。

議会事務局長 (投票用紙配付)

村岸臨時議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

村岸臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

村岸臨時議長 異状なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議 員 (投票)

村岸臨時議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

村岸臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまより開票事務を行います。辻本勇君、中島政幸君、開票の立会いをお願いいたします。

議会事務局長 (開票)

村岸臨時議長　それでは、ただいまの選挙結果を報告いたします。
投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、票のあるところだけ読み上げます。村岸善一君 7 票、河合勇君 2 票、鈴木勉市君 3 票。

選挙の結果、私が議長の当選人に決定いたしました。
議場の出入口を開きます。

議会事務局長　（議場開放）

村岸臨時議長　また、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知については、私が当選人であることから省略し、就任の挨拶を申し上げたいと思います。

村岸議長　改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいまの選挙の結果、私が議長という大役を仰せつかることになりました。何分にも未熟者でございますので、この議会がスムーズに進みますよう、皆様方の熱いご協力とご支援をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、よろしく願いします。

議員全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。議員の皆さんは会議室第 3 にお集りください。再開は 9 時 35 分から再開したいと思います。

（午前 9 時 16 分　休憩）

（午前 9 時 35 分　再開）

村岸議長　再開いたします。

議事日程について、お諮りいたします。

本日の議事日程については、お手元に配付しております議事日程を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

議　　員　異議なし。

村岸議長　異議なしと認めます。

よって、お手元の議事日程を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、11 番、河合勇君、12 番、今村恵美子君を指名いたします。

追加日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

追加日程第 4、選挙第 3 号豊郷町議会副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票にて行いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。

よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

村岸議長 ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に辻本勇君及び中島政幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

議会事務局長 (投票用紙配付)

村岸議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

村岸議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

議 員 (投票)

村岸議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまより開票事務を行います。辻本勇君ならびに中島政幸君、開票の立会いをお願いいたします。

議会事務局長 (開票)

村岸議長 それでは、ただいまの選挙結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、票のあるところだけ読み上げたいと思います。辻本勇君 7 票、河合勇君 1 票、

西山一男君 1 票、今村恵美子君 3 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、辻本勇君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議会議務局長 (議場開放)

村岸議長 ただいま副議長に当選されました辻本勇君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

辻本勇君、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

辻本副議長 ただいま副議長に選ばれました辻本勇です。どうぞよろしく申し上げます。

村岸議長 これで、執行部の皆様をお願いいたします。

これより議会の委員会構成や一部事務組合の選出議員の選挙などが主要議題となりますので、この後提出議案を控えている課長以外の課長の皆さんには退席をお願いいたしたいと思っております。退席の間、暫時休憩といたします。

(午前 9 時 45 分 休憩)

(午前 9 時 46 分 再開)

村岸議長 再開いたします。

追加日程第 5、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この件については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

総務産業建設・文教民生及び予算決算常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長、副委員長の互選のため、委員会を招集いたしますので、指定の場所に参集をお願いいたします。なお、正副委員長の互選の結果を、議長までご報告をお願いいたします。

委員会開催指定場所は会議室 3 とし、最初に総務産業建設常任委員会、その後、文教民生常任委員会、その後、予算決算常任委員会を順次開催したいと思います。

委員会開催に伴い、事務局職員の出席を求め、委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前 9時48分 休憩)

(午前10時43分 再開)

村岸議長

それでは、再開いたします。

追加日程第6、諸般の報告をいたします。

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により前田広幸議員、副委員長には同じく選挙により井上喜美子議員です。

文教民生常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により中島政幸議員、副委員長には同じく選挙により本田清春議員です。

予算決算常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により西澤博一議員、副委員長には同じく選挙により鈴木勉市議員です。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

追加日程第7、議会広報常任委員会委員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

村岸議長

異議なしと認めます。したがって、議会広報常任委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長・副委員長の互選のため委員会を招集しますので、会議室第3に参集願います。なお、正副委員長の互選の結果を議長まで報告願います。

委員会開催のため、事務局職員の出席を求めます。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時10分 再開)

村岸議長

それでは、再開いたします。

追加日程第8、諸般の報告をいたします。

議会広報常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により鈴木勉市議員、

副委員長には同じく選挙により中島政幸議員です。

以上の報告のとおりです。よろしく願いいたします。

追加日程第9、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、議会運営委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、議会運営委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長互選のため委員会を招集しますので、会議室3に参集願います。なお、正副委員長の互選の結果を議長まで報告願います。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求め、委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時23分 再開)

村岸議長 それでは、再開いたします。

追加日程第10、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会の正副委員長は、委員長には選挙により中島政幸議員、副委員長には同じく選挙により西澤博一議員です。

以上の報告のとおりです。よろしく願いいたします。

追加日程第11、大滝山林組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙は、大滝山林組規約に基づき、第3条の地域内に住所を有する20歳以上の者から1名を選出することになっております。この規約の地域は雨降野、八町、八目、石畑、四十九院であり、その対象者で互選をいたします。対象地区の議員各位は会議室3に参集願います。

大滝山林組合議会議員の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時45分 再開)

村岸議長 それでは、再開いたします。

追加日程第12、諸般の報告をいたします。

先の大滝山林組合議会議員の互選の結果は、私、村岸善一が当選いたしました。

追加日程第13、選挙第4号彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

村岸議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に辻本勇君ならびに中島政幸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

議会事務局長 (投票用紙配付)

村岸議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

村岸議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

村岸議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

村岸議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

村岸議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。辻本勇君ならびに中島政幸君の開票の立ち合いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

村岸議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0です。有効投票のうち、井上喜美子君1票、西澤博一君1票、西山一男君1票、本田清春君3票、前田広幸君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、前田広幸君が彦根市・犬上

郡営林組合議会議員に当選されました。

河合議員　もう一回、票言うて、名前と票。

村岸議長　もう一回言います。井上喜美子君 1 票、西澤博一君 1 票、西山一男君 1 票、本田清春君 3 票、前田広幸君 6 票。

ただいま、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました前田広幸君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

追加日程第 14、選挙第 5 号湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行いますが、これにご異議はありませんか。

議　　員　異議なし。

村岸議長　異議なしと認めます。

よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長　（議場閉鎖）

村岸議長　ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に辻本勇君ならびに中島政幸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

議会事務局長　（投票用紙配付）

村岸議長　念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、この湖東広域衛生管理組合の選出議員は 2 名であります。よって、高い点、高得点、得票数の多い 2 名が選出されます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長　（投票箱点検）

村岸議長　異状なしと認め、ただいまから投票を行います。1 番議員から投票をお願いします。

議　　員　（投票）

村岸議長　投票漏れはありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。辻本勇君、中島政幸君、開票の立会いをお願いいたします。
開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

村岸議長 投票結果、投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 です。有効投票のうち、長谷川貴康君 3 票、西山一男君 1 票、中島政幸君 5 票、鈴木勉市君 3 票という結果です。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、長谷川貴康君と鈴木勉市君が同票となりました。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっています。

長谷川貴康君と鈴木勉市君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。くじは 1 から 5 までの 5 本のくじ棒を使用して、2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を 1 番、大きい方を 2 番といたします。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

辻本勇君、中島政幸君、くじの立ち合いをお願いいたします。

くじを引く順番を決めるくじを行います。長谷川貴康君と鈴木勉市君、くじを引いてください。

(くじ引き)

村岸議長 くじを引く順番が決定いたしましたので、報告いたします。まず初めに鈴木勉市君、続いて長谷川貴康君の順で、以上のとおりです。

くじを引いてください。

(くじ引き)

村岸議長 くじの結果を報告いたします。長谷川貴康君が当選人と決定いたしました。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました中島政幸君と長谷川貴康君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項により、当選の告知をいたします。

まだ時間、これから続きますので、ただいまから昼食にしたいと思います。時間は 1 時半スタートということによろしいですか。

議員 なし。

村岸議長 1 時半から再開いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 0 時 04 分 休憩)

(午後1時25分 再開)

- 村岸議長** 皆さんおそろいですので、ただいまから再開いたしたいと思います。
追加日程第15、選挙第6号彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行いますが、これにご異議ございませんか。
- 議員** 異議なし。
- 村岸議長** 異議なしと認めます。
よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入口を閉めます。
- 議会事務局長** (議場閉鎖)
- 村岸議長** ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に辻本勇君及び中島政幸君を指名いたします。
投票用紙を配ります。
- 議会事務局長** (投票用紙配付)
- 村岸議長** 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。
なお、この彦根愛知犬上広域行政組合の選出議員は2名であります。よって高い点、得票数の多い2名が選出されます。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
- 議員** なし。
- 村岸議長** 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。
- 議会事務局長** (投票箱点検)
- 村岸議長** 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。
- 議員** (投票)
- 村岸議長** 投票漏れはありませんか。
- 議員** なし。
- 村岸議長** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。辻本勇君及び中島政幸君、開票の立ち合いをお願いいたします。開票事務を行います。
- 議会事務局長** (開票)
- 村岸議長** ただいまの選挙の結果を報告いたします。
投票総数12票、有効投票数12票、有効投票のうち、井上喜美子君3票、

西澤博一君 4 票、河合勇君 1 票、西山一男君 1 票、今村恵美子君 3 票となりました。

ただいまの結果、同数がおられます。井上喜美子君と今村恵美子君が 3 票ずつで同数でありますので、この選挙の法定得票数は 2 票です。井上喜美子君と今村恵美子君が同票となりました。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

井上喜美子君と今村恵美子君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。くじは 1 から 5 までの 5 本のくじ棒を使用して、2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を 1 番、大きい方を 2 番といたします。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

辻本勇君、中島政幸君、くじの立ち合いをお願いいたします。

それでは、くじを引く順番を決めるくじを行います。井上喜美子君、今村恵美子君、くじを引いてください。

(くじ引き)

村岸議長 くじを引く順番が決定いたしましたので、報告します。まず初めに、今村恵美子君、続いて井上喜美子君、以上のとおりです。

くじを引いてください。

(くじ引き)

村岸議長 くじの結果、今村恵美子君が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

村岸議長 ただいま、彦根愛知犬上広域行政組合の議会議員に当選されました西澤博一君、今村恵美子君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第 16、選挙第 7 号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに町長及び副町長のうちから、関係市町の議会において 1 人を選挙するとなっております。

なお、町長につきましては滋賀県後期高齢者医療広域連合の副広域連合会長であり、副町長につきましては現在不在であるため、議会議員の中から 1 人を

選挙することとなります。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

村岸議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に辻本勇君ならびに中島政幸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

議会事務局長 (投票用紙配付)

村岸議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

村岸議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

議会事務局長 (投票箱点検)

村岸議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

村岸議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

村岸議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。辻本勇君及び中島政幸君、開票の立会いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

議会事務局長 (開票)

村岸議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0です。有効投票のうち、河合勇君2票、中島政幸君7票、今村恵美子君3票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、中島政幸君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

村岸議長 ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中島政幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第17、議第85号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前田広幸君の退場を求めます。

前田議員 (退場)

村岸議長 町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第85号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の任期満了に伴いまして、新たに議員の中から選任をするものであります。今回、豊郷町監査委員の議選監査委員として選任の同意を願いたいのは、住所、豊郷町大字四十九院374番地4、氏名、前田広幸氏、生年月日、昭和46年6月10日生まれであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第85号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、本案は原案どおり同意されました。

前田広幸君の入場を許します。

前田議員 (入場)

村岸議長 日程第18、議第86号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第19、議第87号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第86号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び議第87号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について一括してご説明申し上げます。

国家公務員の職員の給与表の改正があり、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、月例級の引上げに合わせて一般職と常勤の特別職の期末手当、勤勉手当の支給月数についても、0.1月分の引上げの人事院勧告がされました。豊郷町においても、これに基づき施行するもので、所用の改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議第86号に対する討論はありませんか。

本田議員 議長。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。まずこの本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論を許します。

本田清春君。

本田議員 第86号議案に、賛成討論を行います。高い物価が続いております。政府は賃上げの流れは止めないとしています。しかし、日本の実質賃金はこの30年間で1.03倍にすぎません。この10年間で年間24万円も減っています。

今年の春闘でも民間の賃上げは物価上昇に追いつかず、公務員の賃金は民間の水準にも届いていません。今回、町職員の給与引上げについても、若い方を中心とし、ほかは0.3から0.4%という低いものです。公務から率先して物価高を上回る抜本的な賃上げを実現し、賃上げの流れをつくるのが今必要です。

今後とも、豊郷町職員の給与の引上げを求め、賛成討論とします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第86号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第 8 6 号は原案どおり可決されました。

次に、議第 8 7 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、10 番反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木勉市君。

鈴木議員 議第 8 7 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

国会では、特別職給与法案が可決をされましたが、激しい物価高で国民生活が深刻な打撃を受けている中、総理大臣や大臣らの引上げについて国民の怒りの声が広がっています。同様に町長や教育長等の手当が増えることは、同じように町民感情にそぐわないということ指摘し、特別職の引上げには反対を表明して、反対討論といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第 8 7 号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

村岸議長 賛成少数であります。よって、議第 8 7 号は否決されました。

日程第 2 0、議第 8 8 号令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 5 号) から日程第 2 5、議第 9 3 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第 8 8 号令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 6 号) から議第 9 3 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) までの一般会計

補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

今回、上程させていただきました各補正予算については、先に可決いただいた人事院勧告に伴う給与改定によるもので、全て人件費の調整を行うものでございます。まず、議第88号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,256万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を57億2,237万1,000円とするものでございます。

次に、議第89号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億4,005万6,000円とするものでございます。

次に、議第90号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,634万8,000円とするものでございます。

次に、議第91号令和5年度豊郷町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,658万9,000円とするものでございます。

次に、議第92号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）については、第2条収益的収入及び支出の補正のうち、歳入では、第2条水道事業収益、支出では、第22款水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ45万6,000円を追加するものです。併せて第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第4条他会計からの補助金についても同額を追加するものでございます。

最後に、議第93号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）については、第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入第41款下水道事業収益支出第51款下水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ22万円を追加するものでございます。併せて第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費についても、同額を第4条他会計からの補助金は20万7,000円を追加するものでございます。

以上、議第88号から議第93号まで一括して説明をいたしました。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括にて行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
議第88号に対する討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第88号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を採決
いたします。
賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 （起立、多数）

村岸議長 賛成多数であります。よって、議第88号は原案のとおり可決されました。
次に、議第89号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第89号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第89号は原案どおり可決されました。
次に、議第90号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第90号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第90号は原案どおり可決されました。
次に、議第91号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第91号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第91号は原案どおり可決されました。
次に、議第92号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第92号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第92号は原案どおり可決されました。
次に、議第93号に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第93号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第93号は原案どおり可決されました。
日程第26、発議第5号議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

発議第5号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には議会の議決が必要ですので、提案するものであります。

お手元に配付の議員派遣の件のとおり実地いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認め、議員派遣につきましては、原案のとおり決定いたしました。
日程第27、委員会の閉会中の継続調査の申出について、議会運営委員会委

員長、総務産業建設、文教、予算決算、各常任委員会の委員長から、会議規則第75号の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、それぞれの閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年11月第1回臨時会を閉会いたします。

(午後2時07分 閉会)